

報告第 11 号

令和 4 年度西海市下水道事業会計予算の繰越額の使用に関する
計画について

地方公営企業法（昭和 27 年法律第 292 号）第 26 条第 3 項の規定により、令和 4 年度西海市下水道事業会計予算の繰越額の使用に関する計画を別紙のとおり報告する。

令和 5 年 6 月 1 6 日

西海市長 杉澤 泰彦

令和4年度西海市下水道事業会計予算繰越計算書

地方公営企業法第26条第1項の規定による建設改良費の繰越額

款	項	事業名	予算計上額	支払義務額	翌年度繰越額	左の財源内訳				不 用 額	翌年度繰越額に係る繰越を要するたな資産の購入限度	説明
						企業債	国庫補助金	繰越工事資金	損益勘定留保金			
1 資本的支出	1 建設改良費	管渠整備事業 (公共下水道事業)	157,282,000	114,102,900	43,100,000	27,100,000	14,116,000	1,884,000	0	79,100	0	下水道管と上水道管の同時布設工事に伴い、調整に不測の日数を要したため。
		管渠整備事業 (大島汚水処理施設統廃合事業)	71,400,000	27,057,800	43,400,000	33,000,000	0	4,362,000	6,038,000	942,200	0	入札不落により標準工期の確保ができず、年度内完成が困難となったため。
		処理場整備事業 (大島汚水処理施設統廃合事業)	173,500,000	0	173,500,000	160,000,000	0	13,500,000	0	0	0	0
合 計			402,182,000	141,160,700	260,000,000	220,100,000	14,116,000	19,746,000	6,038,000	1,021,300	0	